

東大和市窓口支援システム（窓口DX SaaS）機器購入仕様書（案）

1 業務名称

東大和市窓口支援システム（窓口DX SaaS）機器購入（以下「本業務」という。）

2 業務目的

東大和市（以下「市」という。）では、市民の利便性の向上と窓口事務の効率化を図るため、東大和市窓口支援システム（窓口DX SaaS）導入委託業務を実施し、令和7年2月から「書かない窓口」を導入することとしている。

本業務は、この窓口支援システムを導入するために必要な機器の調達をすることを目的とする。

3 履行場所

東京都東大和市中心3丁目930番地 東大和市役所本庁舎

4 納入期限

令和6年11月30日

5 機器等の選定

- （1）窓口支援システムの稼働環境として必要となるソフトウェア（ミドルウェアを含む。）及びハードウェア一式を調達のうえ、市に納入すること。ハードウェアは、窓口支援システムが正常かつ快適に稼働する環境となるものを選定すること。
- （2）調達したハードウェアは市の所有とし、ソフトウェアについては、窓口支援システム稼働後5年間の「ソフトウェア使用権」及び「ソフトウェアのバージョンアップ権（本システムの正常稼働に不可欠なものに限る）」を保証すること。
- （3）市において想定している調達対象は以下のとおりだが、他の提案を妨げない。最終的な調達対象は、本プロポーザルの実施により選定した事業者の提案内容に基づき、市と事業者で協議して決定する。

種別	参考型番	詳細
PC	Surface Pro 9	Surface Pro 9(Core i5/8GB/128GB/プラチナ/Win11)周辺機器含む
端末保守	SBCSMSSF05A2211	GSS 保証 SF Pro9 5年保証(自然故障のみ)
セキュリティワイヤ	SLE-6S	盗難防止用のセキュリティワイヤ
タッチディスプレイ	ThinkVision M14t	14型モニター 市民確認用のタッチパネルモニター
タッチディスプレイ保守	5WS0E74670	Visuals 5年間 機器交換サービス
QRコードリーダー	XF2L46XVD	QRコードリーダー

MNカードリーダー	RC-S380/S	マイナンバーカード IC チップ読取りリーダー
プリンター	XL-4405	1 窓口 1 台
プリンター保守	SV7X09F3F1	SupportDesk パック Standard24 (5 年間) (同上)

(4) 調達機器の数量の決定にあたっては、以下の受付件数(実績)を参考とすること。

対象課	手続	受付件数	年度	備考
市民課	転入届	2,709件	令和5	
	転居届	981件		
	住民票発行	15,944件		
	印鑑証明書発行	5,372件		
保険 年金課	国民健康保険の加入	790件	令和4	転入及び出生により 増となった件数
	後期高齢者医療保険 の住所変更(転入)	148件		転入届を起因として 異動のあった件数
子育て 支援課	児童手当認定請求	715件	令和5	1世帯で複数の申請 をするケースが多い ため、実際の来庁者数 は、左欄の受付件数の 合計より少ない。 ※高校生等医療費助 成制度は令和5年 度4月から実施し ている。
	児童手当額改定認定 請求			
	児童手当の住所変更	191件		
	乳幼児医療費助成制 度医療証交付申請	598件		
	乳幼児医療費助成制 度の住所変更	153件		
	義務教育就学児医療 費助成制度医療証交 付申請	350件		
	義務教育就学児医療 費助成制度の住所変 更	114件		
	高校生等医療費助成 制度医療証交付申請	167件		
	高校生等医療費助成 制度の住所変更	19件		

6 機器等の納品

- (1) 市が指定する場所に納入すること。
- (2) 納入作業時間は、市と協議を行うこと。平日夜間ないし休日での納入の可能性が
あることに留意すること。
- (3) 納入作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して
行うこと。搬入の際に建物等が破損した場合、受注者の責任において原状回復を行
うこと。

- (4) 納品物は全て開梱し、梱包材は受注者が持ち帰ること。
- (5) 窓口支援システムが正常稼働するために必要な設定を行うこと。

7 支払方法

作業完了報告及び請求書の提出後に一括して支払うものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、本業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、本業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務において知り得た情報や機器等の設定内容に関する情報等について守秘義務を負うものとし、納入後も同様とする。
- (5) 受注者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (6) 本業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由による納入品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者が負担するものとする。
- (7) 受注者は、本業務の実施にあたっては、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。